

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第512号 平成25年3月18日

政治の正当性？

政治の正当性とは何なのだろうか？

一言でいえば、それは、国民の代表たるに相応しい人々によって、真に国家国民の為の政治が行われているか否かにかかっているといえるでしょう。

幾ら国民の代表者で構成される国会といえども、国家の運営を危うくし、国民に塗炭の苦しみを及ぼして恥じなければ、国民からは支持されませんし、国民の支持が得られない政治に正当性が有るとも思えません。

ならば、国民の代表たるに相応しい人とは、如何なる人をいうのでしょうか。それは、その人の学歴や財産の多寡でもなく、人種や性別、社会的身分にもかかわりなく、公平公正な選挙によって選ばれた人でなければならないという事です。お金で票を買い、利権で票を誘導し、情実で投票を促して議席を得た人に、国民の代表としての正当性が有るとは思えません。

国民の代表を選ぶべき選挙が、国民の代表を選ぶに相応しく、公平公正なものでなければ、議員は自己の正当性を主張できず、それはまた政治そのものの正当性をも揺るがしかねません。

その意味で、最高裁判所が平成23年3月に「違憲状態」としていた同21年の選挙と同じ区割りのまま、つまり、裁判所がいう「違憲状態」の下で行われた昨年12月の衆議院選挙は、政治の正当性そのものが問われる選挙でもありました。

当然のように、今回の衆議院選挙に関して、全国で「国民の意思を反映した正当な選挙といえず、憲法違反だ」などと選挙の無効を求める裁判が起こされています。

先般、この裁判に関して、東京高等裁判所及び札幌高等裁判所から相次いで「違憲判決」が出されましたが、その内容は政府、国会に対して厳しいものとなっています。

新聞報道などを基に、両高等裁判所の判決内容を紹介しますと、まず、東京高等裁判所（難波孝一裁判長）は、選挙区ごとの1票の価値に最大で2.43倍の格差があったことについて、最高裁判所が見直しを求めた後も選挙まで是正が行われなかった事は「国会の権限を考慮しても許されるものではない」と批判し、違憲との判断を示しています。

一方で、去年11月に小選挙区を5つ減らす「0増5減」の法律が成立し、今後、

1票の格差が2倍未満に是正されることなどを理由に、選挙の無効を求める訴えは退けています。

これに対して札幌高等裁判所（橋本昌純裁判長）は、投票価値の平等に関する最高裁判所の要請に対して合理的期間内に是正しなかったと指摘した上で、「0増5減」や「1人別枠方式」廃止などの国会の緊急是正策については「格差が2倍未満になるよう最小限の改定に止めるもので、最高裁判決が求めた改正とは質的に異なる」と批判しています。

一方で、最高裁判所の判決後「何の立法措置も取らずに漫然と放置していたとまではいえない」とし、公益に重大な障害が生じる事情がある場合、違法の宣言だけにとどめることができる「事情判決の法理」を適用し、東京高等裁判所と同様、選挙の無効は回避しています。

この様に、両裁判所は共に、昨年12月に行われた選挙について「違憲」と判断したものの、混乱を避けるために無効とまではしませんでした。しかし、これは考えて見れば、「やってしまった事は仕方ない」と現状追認しただけの話に過ぎません。

国民に負担を求める消費税は早々に引き上げておきながら、自らの身を切る国会改革に及び腰では、国民の代表の名が泣くでしょう。

昨年11月、自民、民主、公明は定数削減と選挙制度改革について「通常国会終了までに結論を得た上で必要な法改正を行う」と約束していますが、未だに実質的な議論は進んでいません。

東日本大震災からの復興、原発問題、税と社会保障の一体改革、財政再建、TPP、更には尖閣問題を始めとする領土問題など国内外を通じて課題山積しているこの重要な局面で、肝心の国会が正当性を問われる事態となっている事は、国民にとっても不幸といわざるを得ません。（塾頭：吉田 洋一）